

東北大学学際科学フロンティア研究所メンター教員内規

制定 2024年7月22日

改正 2021年6月28日

改正 2022年6月20日

改正 2025年3月24日

(目的)

第1条 本学の初期・中堅キャリア研究者（以下、「若手研究者」という。）育成の取り組みの一環として、学内部局と学際科学フロンティア研究所（以下、「本研究所」という。）が協力して、若手研究者の独立した研究環境での世界トップレベル研究の推進を支援することを目的とする。

(配置)

第2条 研究所長は、本研究所に所属する助教及び希望する准教授（以下、「教員」という。）ごとにメンター教員を配置する。

(職務)

第3条 メンター教員は、次に掲げる職務を行い、詳細については、別に定める。（別紙「メンター教員の職務ならびにお願い」）

- 一 独立した研究環境の提供と研究支援
- 二 キャリアパスにおける支援
- 三 安全衛生及び研究倫理等に関する支援
- 四 教育機会に対する支援
- 五 その他研究所長が必要に応じて依頼すること

(委嘱)

第4条 メンター教員は、東北大学の専任の教授又は准教授をもって充てるものとする。
2 メンター教員は、教員がメンター教員候補者の了承を得た上での研究所長への申し出に基づき研究所長が委嘱する。

(任期)

第5条 メンター教員の委嘱期間は、教員が本研究所に在籍する期間とする。

(交代)

第6条 メンター教員の任期中にメンター教員の交代が必要な場合は、教員が新たなメンター教員候補者の了承を得たうえで、研究所長に申し出る。

附 則

この内規は、2014年7月22日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則（2021年6月28日改正）

この内規は、2021年6月28日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則（2022年6月20日改正）

この内規は、2022年6月20日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則（2025年3月24日改正）

この内規は、2025年4月1日から施行する。

(別紙)

2025年3月24日改正

メンター教員の職務ならびにお願い

学際科学フロンティア研究所（以下「本研究所」という。）では、教員（助教及び希望する准教授）の任用に当たり、学内の専任の教授または准教授に当該教員のメンター教員への就任をお願いしております。メンター教員制度は、学内部局と本研究所が協力して、初期・中堅キャリア研究者（以下、「若手研究者」という。）の独立した研究環境での世界トップレベル研究の推進を支援する全学的な取組の一環として、「学際科学フロンティア研究所メンター教員内規」に基づき、メンター教員の所属部局長の了解も得ながら実施しておりますので、本学の若手研究者育成の観点から、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本研究所の若手教員は、全研究領域において異分野融合による国際的学際研究を研究主宰者(PI)として主体的に推進し、新しい学問分野を開拓すること、またそのために国内外の研究者・研究機関と積極的に共同研究を推進することが求められております。本研究所の若手教員に対する PI の定義は、本学が制定した「東北大学プロミネントリサーチフェロー」に相当しており、本研究所の助教の多くが独立研究環境で研究・教育を行う助教として同フェローに認定されております。若手教員の活動として、本研究所で定期的な異分野研究交流や学際共同研究を行うとともに、メンター教員の研究室（以下「メンター研究室」という。）で日常的に独自の研究を行います。

メンターとは、良き理解者、良き支援者を意味します。メンター教員の皆様には、以下の職務内容についてご了解の上、お引き受けいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 独立した研究環境の提供と研究支援

メンター教員は、メンター研究室において、当該教員の研究のための独立した研究環境の提供と研究支援が職務となります。

独立した研究環境の考え方は部局ならびに研究室により幅がありますが、少なくとも、本人の PI としての責任において研究を実施し成果発表できる環境、研究スペース、および本人の研究費を自ら執行できる環境の確保をお願いいたします。当該教員と共同研究を実施される場合や、当該教員に研究室や部局の運営業務等を依頼される場合は、上記の本学としての当該教員の位置づけに十分ご配慮いただき、本人とのご相談と同意の上でお願いいたします。なお、教員の研究の進展により、教員が必要とする研究スペースをメンター研究室で確保することが困難になった場合に、本研究所で不足分の研究スペースを措置する場合があります。

研究支援につきましては、研究室の設備や消耗品の利用について、ご配慮いただけますと幸いです。研究室の設備や消耗品の利用については、本人とのご相談と同意の上でお願いいたします。また、当該教員にメンター教員の立場からアドバイスや助言をお願いいたします。

2. キャリアパスにおける支援

優秀な若手研究者が自身のキャリアアップに向けて、独立した環境で長期に亘って挑戦的な研究に専念するための学際科学フロンティア研究所テニュアトラック制度が実施されております。

(学際研テニュアトラック制度：<http://www.fris.tohoku.ac.jp/about/tenure-track.html>)

メンター教員の皆様には、本制度を含む当該教員のキャリアパスについてのアドバイスや推薦等のご支援をよろしくお願いいたします。

3. 安全衛生及び研究倫理等に関する支援

安全衛生及び研究倫理等に関して、本研究所においても教員会議等を通じて指導を行います。勤務部局・事業場及び研究の場においても具体的なご指導をよろしくお願いいたします。

また、勤務部局での活動に当たっては、勤務部局への兼務発令が必要となりますので、勤務部局長から本研究所宛てに兼務依頼書を送付頂きますようお願いいたします。

4. 教育機会に対する支援

当該教員のキャリアパスの観点から、無理のない範囲で、勤務部局の関係する学部学生、大学院学生等を対象とした教育の機会を与えていただきますようお願いいたします。なお、当該教員に教育関連の業務を依頼される場合にも、上記の本学としての当該教員の位置づけを十分ご配慮いただき、本人とのご相談と同意の上でお願いいたします。

その際、関連する学部、大学院への兼務発令が必要となる場合がありますので、関係部局長から本研究所宛てに兼務依頼書を送付頂きますようお願いいたします。

以上